

氏名	秋山 肇
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	甲第214号
学位授与年月日	2020年3月24日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位論文題目	The Norm of Preventing Statelessness in International Law and Its Influence on Japanese Nationality Law 国際法における無国籍の予防規範と日本の国籍法への影響
論文審査委員	主査 教授 新垣 修 副査 准教授 寺田 麻佑 副査 教授 シャーニー, ジョージアンドレア

論文内容の要旨

自国民を決定する権利は国家に属するという国際法上の原則ゆえ、人は無国籍者となり得る。他方、「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」(1930年条約)や「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)、子どもの権利条約などは、無国籍予防の規範を内包する。国民の決定は各国の管轄事項であるとの伝統的原則がある一方、無国籍予防を目的とした条約も存在する。すなわち、各国の国民を決定する権利は、国際条約によってその範囲で制約を受ける。しかし、国際法における無国籍予防規範が日本の国籍法に与えた影響は、詳細には検証されていない。

以上を背景に、本論文は、以下の二つの問いを立てている。第一は、「国

国際法における無国籍予防規範はどの程度日本の国籍法に影響を与えたのか」である。第一の問いへの答えの含意を探るべく、第二の問いを立てる。それは、「国際法における無国籍予防規範が日本の国籍法に与える影響を規定する要因は何か」である。

本論文では歴史学的研究手法が使われたが、行政文書の一次資料を主たる分析対象に定め、無国籍予防規範に対する日本政府の立場を明らかにしようとしている。

本論文は、第1章から第4章に、序論と結論を加えた構成となっている。第1章では、国際法における無国籍予防規範の史的展開を検討されている。第2章と第3章では、国際法における無国籍予防規範が日本の国籍法に与えた影響が分析されている。第4章では、前章までの分析結果を踏まえ、国際法における無国籍予防が日本国籍法に与える影響を規定する要因を明らかにしている。

国際法における無国籍予防規範の史的展開を検討した第1章では、1930年条約や「既婚女性の国籍に関する条約」、「無国籍の削減に関する条約」（1961年条約）、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）、自由権規約などを扱っている。

第2章は、大日本帝国憲法下で国際法における無国籍予防規範が日本法に与えた影響を検討し、次の三点の分析結果を得ている。第一に、大日本帝国憲

法起草者は国際法が国籍に関する規定を行いうることを知り、憲法と別個に国籍法を起草することとした。第二に、国際法における無国籍予防規範は、1899年国籍法に影響を与えた。同法起草者は、万国国際法協会（IDI）の決議を参照し、無国籍予防の必要性を認識した。その結果、1899年国籍法には、無国籍予防のための条文が含まれることとなった。第三に、日本法は1930年条約における無国籍予防に関する規定と同様の規定を既に有していたため、同条約は1899年国籍法の改正の契機とはならなかった。

第3章では、国際法における無国籍予防規範が、日本国憲法下の日本法に与えた影響を検証している。その結果、日本国憲法における国籍放棄の自由の解釈に、国際法における無国籍予防規範が影響を与えたことを明らかにした。日本政府は未加入の1930年条約前文に言及することで、日本国憲法上、日本国民が無国籍になる場合の国籍離脱を認めない旨を主張していた。対照的に、他の条約における無国籍予防規範は日本の国籍法に影響を与えなかった。日本は、1961年条約を採択した「将来の無国籍の撤廃又は削減に関する国連会議」に参加した。しかし、それが日本国籍法改正につながることはなかった。同様に、自由権規約や子どもの権利条約における子どもの国籍取得権の条文が、日本国籍付与による無国籍予防の必要性という議論を喚起することもなかった。これらの条文は、無国籍予防の義務を日本に課すものではないと解されたためである。さら

に、両系血統主義を採用した 1984 年国籍法で、日本国民女性の子の無国籍化は予防されたのだが、女性差別撤廃条約における無国籍予防規範が同国籍法に影響を与えたわけではなかった。

本論文の第一の問いへの答えは、第 1 章から第 3 章において提示されている。すなわち、大日本帝国憲法下では、1895 年の IDI 決議における無国籍予防規範が 1899 年国籍法に影響を与えた。他方、日本国憲法下では、この規範の日本法への影響は限定的である。

第 4 章は第二の問いに対応する目的で用意され、19 世紀末に国際法における無国籍予防規範が日本国籍法に影響を与えたにもかかわらず、同様の影響が今日見られない要因が分析されている。二つの国際要因と二つの国内要因が国際法における無国籍予防規範への日本の対応を規定している。第一の国際要因は、国際社会における日本の地位である。19 世紀末の日本は国際社会の一員に加わるため、国際法に追従 (follow) することを含め、西欧基準を満たす社会制度を整備する必要性を認識していた。しかし今日では既に、日本は国際社会における先進国の一つとまで理解されている。第二の国際要因は、国際社会における無国籍予防規範の地位である。他国における無国籍予防への関心が限定的であったため、日本も同様に無国籍予防規範に追従する必要性を感じていなかった。第一の国内要因は、日本における無国籍者数が限定的なことである。欧州

とは異なり、日本では無国籍が大きな社会問題となっておらず、無国籍予防規範に追従する必要性は、日本では共有されなかった。第二の国内要因は、日本人ナショナル・アイデンティティである。国際社会における日本の地位が向上したことで、国際法における無国籍予防規範に追従する必要性よりも、日本人ナショナル・アイデンティティが重視されるようになった。

論文審査結果の要旨

秋山肇氏(著者)の博士論文の審査および最終試験は、2019年12月8日17:00～18:00に、国際基督教大学第一教育研究棟301教室において実施された。審査委員会は、学術分野と専門領域をそれぞれに有する3名の専任教員で構成された。審査委員会の主査は、国際法を専門とし、無国籍の研究を進める新垣修教授が務めた。行政法と公法を専門とする寺田麻佑准教授と、国際関係論と人間の安全保障を専門とするジョージアンドレア・シャーニーが同委員会の副査であった。

最終試験に先立って実施された博士論文の最終草稿の審査(2019年10月17日)において、審査委員会は、著者にマイナーな変更を要求した。この際、新垣教授は、国際法学の標準に基づく専門用語とそれ以外の用語の使用法に混乱があることから、両者の明確な区別を求めた。寺田准教授は、第二次世界大戦後の旧植民地における国籍喪失に関する検討を求めた。シャーニー教授は、関連する規範を理論枠組みと国際関係学の文脈からさらに説明する必要性を指摘した。12月の最終試験では、これらの要求に著者が適切に対応したか否が確認され、審査委員会は、修正点と口頭での応答が十分なものであると判断した。

最終試験ではさらに、新垣教授が条約解釈の規則について、寺田准教授が台湾で無国籍者となった一部の人々地位について、シャーニー教授は日本人ナショナル・

アイデンティティの課題について質問した。これら全てに対する著者の応答は適切であり、博士論文と一体を成すものであったと考えた。

審査委員会は、本論文の価値を以下に見出した。まず、本論文は、無国籍に関する日本法を包括的にまとめた初の業績であり、そこに重要な意義がある。本論文は19世紀終盤から現在までに時間設定をかけ、その期間、国際法における無国籍の予防規範がなぜ、またどのように日本法に影響を及ぼしたかを検討している。たしかに、同様の先行研究はある。しかし、これらの期間や研究範囲、課題が限定的であったことは否めない。また本論文は、欧州を調査対象とすることがいまだ主流である無国籍研究への新たな貢献でもある。

第二に、日本が未加入の条約の役割を明らかにしたいとの著者の着眼点が、本論文の独自性を高めていることを評価する。伝統的に、国際法学は、条約に批准・加入していない諸国の当該条約の作用に必ずしも重大な関心は寄せてこなかった。しかしながら、ある国家がある行動をとるか否かを決定する際、未加入の条約であっても、それが本質的に国際社会の尺度としての役割を果たす場合があるとの知見を本論文は提供した。未加入の条約の規範であっても、国際社会の行動基準とみなせば、国家はその規範に追従（follow）する。反対に、条約締約国であっても、規範にそのような基準としての意義を見出さない場合、その国家はそれに追従する必要性を感じないだろう。本論文では、日本は第二次世

界大戦以前、未加入の条約の規範には追従したものの、戦後は加入した条約の無国籍予防規範に従う必要を考えなかったことが説明されている。

第三に、歴史学的研究手法を採用したことで、本論文の独自性が確保されている。これにより、国際法に対する国家の態度の変化が国際・国内の事柄の状況の変化によってもたらされるプロセスを意識した描写となっている。

第四に、行政文書の分析にも重きが置かれており、それが本論文の特徴となっている。このことは、日本の法案の大半が行政府によって起草されている現実に対応した結果である。つまり、国際法における無国籍予防規範が日本法に与えた影響を知るためには、規範と日本法の両立性に関する行政府のアイデアを検討する必要があるというのである。

本論文に、国際機構、特に国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が与えた作用や効果についても検討が含まれているのが理想である。しかしながら、国家行動に及ぼす UNHCR の力が決定的でないとするれば、本論文の問いの考究においては、その検討が不可欠の条件とまでは言えない。

審査委員会は、本論文が優れた質の内容を備えているとともに、日本にまつわる課題に係る国際法と無国籍の研究に寄与するものと考え、本論文の全体的達成度と出版可能な質の高さから判断するに、審査委員会の主査・副査は、本件が A 評価に値すると全会一致で結論した。以上から、秋山肇氏に博士

号（学術）を授与することを推奨する。